

- 給付認定変更）申請書兼現況届出書に就労等の証明書（保育を必要とする事由を証明するもの）を添えて、こども園に提出してください。
- 様式はこども園に来園して入手いただくか、ホームページからPDF「教育・保育給付認定申請書兼現況届出書」を印刷してご使用ください。
- （2）保育の必要性や必要量の審査、利用者負担額（保育料）の算定後、保護者へ「支給認定証」が交付されます。併せて利用者負担額、入園承諾書などが通知されます（3月下旬予定）。
- （3）4月の入園までに、
□ 座振替の手続き
や入園のしおりに
より園生活に必要な物を揃えましょう。
- ③ 時間外保育（延長保育）、一時預かり保育等の特別保育料金について

② 3歳未満児の保育料は下記の利用者負担額徴収基準額表のとおりです。					
利用者負担額徴収基準額表（保育3号認定）					
各月初日の入所児童の属する世帯の階層区分				3歳未満児(3号給付)	
				徴収基準額(月額)円	
階層区分		定 義		保育標準時間	保育短時間
A		生活保護世帯		0	0
B		A階層を除き、当該年度分（4月から8月までにあっては、前年度分。以下同じ）の町民税非課税世帯		ひとり親世帯等	0
		ひとり親世帯等以外の世帯		0	
C	1	A階層を除き、当該年度分の町民税課税世帯のうち、調整後所得割課税額が次の区分に該当するもの	48,600円未満	ひとり親世帯等	5,350
			ひとり親世帯等以外の世帯	5,290	
	2		48,600円以上	ひとり親世帯等で所得割課税額77,101円未満	11,700
			97,000円未満		11,580
	3		上記以外の世帯	5,400	
	4		18,000	5,400	
	5	97,000円以上169,000円未満	17,760		
		169,000円以上301,000円未満	26,700		
		301,000円以上	36,600		
			48,000		
・ C 1階層～C 3階層までの第2子以降は第1子の年齢に関わらず0円、C 4階層～C 5階層はこども園を同時に利用する最年長から順に第2子は半額、第3子以降は0円					

- ・ 時間外保育（延長保育）料金
15分ごとにつき 80円
- ・ 一時預かり等保育料金
1時間ごとにつき 300円

問寒別へき地保育所

定員 30名

対象児童 小学校入学前の児童（ただし、2歳未満の児童を除く）

入所事由

保護者の就労などにより家庭で保育できない場合。

3歳以上児については集団生活の経験させたいなどの場合

保育時間 月曜日～金曜日（8時00分～15時30分）

※延長を希望される方は17時15分まで

休所日

土曜日、日曜日、国民の祝日、年末年始

入所申込み

様式は問寒別へき地保育所に来所して入手いただくか、幌延町ホームページからPDF（へき地保育所入所申込書）を印刷してご使用ください。入所事由により就労などの証明書類を添えて、問寒別へき地保育所に提出してください。

●問寒別へき地保育所の保育料及び保護者負担金について

3歳～5歳の保育料は令和元年10月から無償化となっています。

おやつ・行事食および教材費は下記表のとおり保護者負担金があります。

3歳未満児は下記表の保育料徴収基準額となっています。

問寒別へき地保育所 保育料および保護者負担金額表						
各月初日の保育を受ける子どもの属する世帯の階層区分			3歳未満児 保育料徴収 基準額 (月額)円	3歳以上児保護者負担金 (月額)円		
階層区分	定 義			おやつ・ 行事食	教材費	
A	生活保護法による被保護世帯		0	0	0	
B	A階層を除き、当該年度分（4月から8月までにあっては、前年度分。以下同じ）の町民税非課税世帯		0	0	0	
C	1	A階層を除き、当該年度分の町民 税課税世帯のうち、調整後所得割 課税額が次の区分に該当するもの	48,600円未満	6,600	960	1,140
	2		48,600円以上97,000 円未満	10,500	960	1,140
	3		97,000円以上169,000 円未満	11,300	960	1,140
	4		169,000円以上	12,900	960	1,140
・ 3歳未満児保育料は保育所を同時に利用する最年長から順に、2人目は基準額の半額、3人目以降は0円						
・ 3歳以上児の保護者負担額は、同時に利用する年長から順に、第3子以降0円						

認定こども園、問寒別へき地保育所についてのお問い合わせは、認定こども園（5-1254）でお受けしています。